

# 一般社団法人 日本在外企業協会

## 入会・退会及び会費に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本在外企業協会（以下「本協会」という。）定款第2章 会員 に定める規定に基づき、本協会の会員に関して必要な事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

第2条 定款7条に定める通り、本協会の会員には正会員と賛助会員をおく。

(2) 本協会の会員には法人または団体のみが入会出来るものとする。

### (入会の手続き)

第3条 定款8条の定めに基づき、入会を希望する者は、別紙第1号様式の入会申込書を、本協会会長に提出する。

### (入会資格審査基準)

第4条 本協会理事会は、会長の推薦に基づき、入会希望者の入会目的が定款3条の本協会の目的に合致する時は、入会希望者が法的に正当に存続している法人または団体であること、会員として相応しい法人または団体であること、本協会の活動に積極的に参加出来ること等を、総合的に判断して、入会を承認するものとする。

### (会員名簿)

第5条 本協会は、年1回4月1日付の会員名簿を発行し、各会員に送付するとともに本協会に正本を備えて閲覧に供するものとする。会員名簿作成のため、本協会は全会員に名簿内容の詳細確認を行うものとし、会員は作成に必要な情報提供義務を有するものとする。

(2) 定款8条の2に基づき指名した、会員代表者が交替した場合は、別紙第2号様式の代表者変更届を速やかに提出するものとする。

### (会費および分担金)

第6条 会員は定款第9条の定めに従い会費を納入し、理事会の定めるところにより分担金を負担することがある。

(2) 会費額は正会員については資本金の大きさに応じて以下の通り定める。また、賛助会員は、資本規模にかかわらず一律に会費額を定める。

会費 1 口は月額 1 万円（年額 1 2 万円）とする。

正会員	資本金区分	1 0 億円未満	1 口以上
		1 0 億円以上 5 0 億円未満	2 口以上
		5 0 億円以上 1 0 0 億円未満	3 口以上
		1 0 0 億円以上 2 0 0 億円未満	5 口以上
		2 0 0 億円以上 5 0 0 億円未満	7 口以上
		5 0 0 億円以上	1 0 口以上
但し、会長会社・副会長会社は資本金規模に関係なく			1 0 口以上
理事会社で資本金 5 0 0 億円未満の会員は			規程口数 + 1 口
賛助会員		一律に	1 口以上

（会費等の納入）

第 7 条 会費の納入単位は 1 年であり、会員は各年度 2 回、すなわち 4 月と 1 0 月にそれ以降の 6 ヶ月分を一括して納入するものとする。

但し、会員は各年度 1 回、すなわち 4 月にその年度 1 2 ヶ月分を一括して納入することもできるものとする。

（退会）

第 8 条 会員は定款第 1 0 条に定める通り、年度末に限り退会することができるものとし、退会しようとする場合には別紙第 3 号様式の退会届を会長に提出を要する。

（改廃）

第 9 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附則

この規則は、一般社団法人日本在外企業協会の設立登記のあった日から施行する。

変更履歴

施行：2 0 1 6 年 4 月 1 日

変更：2 0 1 6 年 8 月 1 9 日

(別紙第1号様式)

## 入 会 申 込 書

年 月 日

一般社団法人 日本在外企業協会  
会長 上野 幹夫 殿

(一社)日本在外企業協会の活動に賛同し、定款第8条に基づき入会の申込みをいたします。

入会年月日：

口数：

どちらかに○をお付けください

\_\_\_\_年 月 1日より ( 正会員 賛助会員 ) \_\_\_\_\_口  
(1口 120,000円/年、消費税・不課税)

住 所：  
〒

\_\_\_\_\_  
会社名・団体名：

\_\_\_\_\_  
協会への会員代表者 役職・氏名：

印  
\_\_\_\_\_

連絡窓口

所属・役職名：	
氏名：	
TEL：	FAX：
E-mail：	

(別紙第3号様式)

一般社団法人 日本在外企業協会

## 退 会 届

年 月 日

一般社団法人 日本在外企業協会  
会長 上野 幹夫 殿

会社・団体名：

会員代表者の  
所属部署・役職：

氏名： 印

この度、 年 月 末日をもちまして貴協会より退会致したく、定款第10条に基づき退会届を提出いたします。

退会理由：

会社・団体住所： 〒

担当部署・担当者名：

以上